

各県立学校長 殿

教 育 長  
(公印省略)

青森県新型コロナウイルス感染症緊急対策パッケージを踏まえた  
学校等における感染拡大防止対策について (通知)

本日(8月27日)開催の新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議(本部長青森県知事)において、県内でこれまでにないペースで新規感染症患者が増加しており、このままでは医療崩壊につながりかねない状況であることから、全県をあげて人の流れを抑制し、人同士の接触の機会を減らす対策を、期間を区切った上で集中的に実施する必要があるとの考えのもと、別添「青森県新型コロナウイルス感染症緊急対策パッケージ」が取りまとめられました。

このことを受け、県教育委員会では、9月1日(水)から9月30日(木)までの間、下記のとおり対策を強化することとします。

各学校におかれては、本通知の内容について教職員に周知するとともに、下記1の県立学校における対策の強化について、万全を期すようお願いいたします。

また、児童生徒及び保護者に対して、本通知の内容とともに、今回の措置が県内の医療体制を守り、ひいては県民の命を守ることにつながるものであるということを周知してくださるようお願いいたします。

なお、本通知の対応については、今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況等に応じて変更する場合がありますことを申し添えます。

記

1 県立学校における対策の強化

(1) 本人や同居家族に風邪症状等(頭痛、のどの痛みや違和感、鼻のつまり、だるさ、味覚や嗅覚の異常、発熱、その他いつもと違う症状)が見られる場合、児童生徒及び教職員が登校または出勤しないことを徹底する。

(2) 学校行事等は原則中止・延期する。

※オープンキャンパス、会社説明会、受験等、生徒の進路に係る県外移動については別紙参照

(3) 部活動は全ての活動を禁止する。

(4) 外部人材(日常的に来校し、指導に当たっている者を除く。)の来校による直接の指導は原則禁止とし、必要な場合は、映像配信やオンライン等により実施する。

ただし、児童生徒の健康・安全に係る行事等のための活用については認める。

(5) 児童生徒及び教職員の学校外における文化・スポーツ団体での活動等についても、参加を自粛するなど、各自が感染リスクの低減に努める。

2 行事・イベントや施設等での対策の強化

(1) 県主催で不特定あるいは多数の県民等が集まるイベント等は原則中止・延期する。

(2) 不特定あるいは多数の県民等が利用する県有体育施設、社会教育施設等を原則休館・使用中止する。

3 市町村教育委員会への対応

上記1及び2について、県教育委員会に準じた対応を依頼する。

4 関係団体への対応

県高等学校体育連盟、県高等学校文化連盟、競技団体等の関係団体に対して、主催するイベント等の中止・延期の検討を依頼する。

【担当】○保健管理等に関すること

スポーツ健康課 体育・健康グループ TEL 017-734-9907 (直通)

○学習指導・学校行事・生徒の指導等に関すること

学校教育課 高等学校指導グループ TEL 017-734-9883 (直通)

学校教育課 小中学校指導グループ TEL 017-734-9895 (直通)

学校教育課 特別支援教育推進室 TEL 017-734-9882 (直通)

# 青森県新型コロナウイルス感染症緊急対策パッケージ

令和3年8月27日  
危機対策本部

## 緊急対策パッケージの考え方

### 1 県内の感染状況等

- 8月に入り、帰省等による人の流れの増加や感染力が強いL452R変異株への置き換わりなどにより、これまでにないペースで新規感染症患者が増加。
- 最近の感染事例をみると、帰省などで県外から移動してきた方との接触、宴会やバーベキューなどの飲食の場面、運動に関する部活動やその後の飲食の場面など、感染リスクが高いものとして繰り返し注意喚起を行ってきた場面でも感染が拡大。
- 入院・療養者数も増加しており、主要指標のほとんどがステージⅣあるいはステージⅢの水準になり、新規感染症患者が公表日ベースで100人を超す日も出るなど、このままでは再び病床がひっ迫し、医療崩壊につながりかねない状況。

### 2 緊急対策の必要性

- 現下の極めて厳しい感染状況等を踏まえると、感染拡大に歯止めを掛けるには、基本的な感染防止対策や業種別ガイドラインの遵守といった対応だけでは困難。
- 感染は、都市部におけるクラスターに限らず、県内全域に広がっており、変異株への置き換わりにより、家庭内はもちろんのこと、職場や施設、学校などに早いスピードで感染が拡大するおそれ。
- したがって、最悪の事態を回避するためにも、全県をあげて、人の流れを抑制し、人同士の接触の機会を減らす対策を、期間を区切った上で集中的に実施する必要。

### 3 対策の内容等

- 県として執り得る感染防止対策を組み合わせ、速やかに実施。

【目標】 ①新規感染症患者の発生抑制 } ステージⅢの水準を下回ること  
②医療提供体制のひっ迫回避 } を目指す  
③ワクチン接種の推進

【対策期間】 令和3年9月1日～同年9月30日

【対象地域】 県内全域

【対策内容】 次ページのとおり

## <県民の皆様方へ>

県民の皆様方には、日頃から感染防止対策に取り組んでいただき、心から感謝を申し上げます。今年4月から6月にかけての感染拡大の際も、注意喚起と感染防止対策の徹底の呼びかけに応えていただき、なんとか乗り越えることができました。

しかし、現在の感染拡大は、これまでの経験をはるかにしのぐものであり、これまで以上に皆様方と心をつなげて、取り組んでいかなければならないものと考えています。

今が感染拡大防止の山場です。ここで終止符を打つために、何とぞ御理解と御協力をお願い申し上げます。

# 青森県新型コロナウイルス感染症緊急対策パッケージ

令和3年8月27日  
危機対策本部

## 【対策の内容】

### 緊急対策パッケージについて

■ これまでにないペースで新規感染症患者が増加していることから、人の流れを抑制し、人同士の接触の機会を減らすために、県として執り得る対策を、期間を区切った上で集中的かつ速やかに実施するもの。

【対策期間】 **令和3年9月1日**  
**～同年9月30日**  
【対象地域】 県内全域

## 1 行事・イベントや施設等での対策の強化

### ① 行事・イベント等の見直し

- 県主催で不特定あるいは多数の県民等が集まるイベント等及び県外でのイベント等の原則中止・延期[別紙参照]
- おでかけキャンペーンの既予約分の一時停止
- 農林漁業体験民宿に泊まって青森再発見！2021の一時停止
- Go To Eat 食事券についてテイクアウト中心の利用の呼びかけ

### ② 施設等の使用の見直し

- 不特定あるいは多数の県民等が利用する県有施設等の原則休館・使用中止、新たな予約受付の中止など[開始時期を含め別紙参照]

### ③ 市町村・民間との連携（協力依頼等）

- 市町村主催イベント等における県の取扱いに準じた対応等
- 民間主催イベント等における中止・延期を含めた検討と実施する場合の感染防止対策の強化
- 公立施設における県有施設等の取扱いに準じた対応

## 2 学校等における対応の強化

### ① 県立学校における対応

- 本人や同居家族に風邪症状が見られる場合に休ませることの徹底
- 学校行事等の原則中止・延期
- 部活動の禁止  
(対外試合、合宿等を含むあらゆる活動の禁止)

### ② その他の学校との連携（協力依頼等）

- 小中学校や私立学校における県立学校に準じた対応等
- 大学等における学生への注意喚起の徹底

## 3 県民等に対する更なる協力要請

### ① 日常生活における対応

- 県外との往來の自粛、県内でも感染拡大地域との往來の回避
- 感染リスクが高い場面の回避  
(普段一緒にいない人との飲食・会合など)
- 人との接触機会の低減

### ② 事業活動における対応

- 感染が拡大している地域等への出張の抑制
- 在宅勤務・テレワーク等の推進

【参考】青森県庁における出張・会議等の抑制、テレワークや時差出勤等の推進など

## 4 関係団体等との連携による注意喚起等

- 関係機関・団体等との連携による事業所等に対する注意喚起や協力のお願ひ、従業員等への感染対策徹底などの依頼

## 5 医療提供体制の充実・強化

### ① 入院医療と宿泊療養の提供体制の充実

- 入院病床の確保
- 宿泊療養施設の確保
- 自宅療養者への対応の強化
- 回復期の患者を受け入れる後方支援医療機関の確保

### ② 感染症予兆の早期発見

- PCRスクリーニング検査の実施
- 施設等での抗原簡易キット等の活用

### ③ ワクチン接種の円滑な実施

- 市町村と連携したワクチン接種の推進
- 県による広域接種体制の構築

## 6 更に感染状況が悪化した際の対策の検討

- 飲食店等の営業時間短縮の要請
- 大規模商業施設等の営業時間短縮の要請
- まん延防止等重点措置、緊急事態措置の適用

## 県主催イベント・行事等の開催の考え方と開催時における対策

### 1 基本的な考え方

- 県内での不特定あるいは多数の県民等が集まるイベント・行事等及び県外でのイベント・行事等は、既に日程等が決まっているものについても、オンラインによる開催を除き、原則として中止・延期する。
- やむを得ず開催する場合は、万全の感染防止対策が確保できるよう規模や開催方法を見直す。（人数限定で参加者を特定した上での開催など）
- 期間は、令和3年9月1日から同年9月30日までの間とする。

### 2 やむを得ず開催する場合の留意事項

- イベント・行事等開催時には、ソーシャルディスタンスの考え方に基づき、以下の項目など取りうる限りの感染防止対策を徹底する。
  - ・人数限定で参加者を特定すること
  - ・参加者間の距離はできるだけ2m（最低でも1m）程度を確保すること
  - ・会場にアルコール手指消毒液を設置すること
  - ・会場の換気を十分行うこと
  - ・参加者への手洗いの推奨を行うこと
  - ・参加者にマスク着用や咳エチケットの徹底を要請すること
  - ・発熱や風邪症状がみられる方には参加自粛を協力要請すること
  - ・妊婦、高齢者及び基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方には参加自粛を協力要請すること
  - ・上記のほか、「イベント開催制限の考え方について」を参考とし必要な取組を実施すること

※ 新型コロナウイルス感染症の今後の国内における感染の広がりや県内での発生状況等に応じて適宜見直すこととする。

## 県有施設等の取扱い

### 1 基本的な考え方

- 不特定あるいは多数の県民等が利用する県有施設は、原則として休館とする。また、一般県民への貸し出しスペース等は使用中止とする。
- 令和3年9月30日までの新たな予約受付は、実施期間にかかわらず、速やかに中止する。
- 既予約分は、利用者側において中止・延期等の見直しが困難な場合には、県（施設管理者）及び利用者において万全の感染防止対策を講じた上で実施するものとする。
- なお、相談業務等で使用している部分や特定の団体等が執務室等として常時使用している部分などについては、使用を止める必要はないが、基本的な感染防止対策に加え、利用者等を特定できるようにする。

### 2 実施期間

- 周知期間を含め、各施設の準備が整い次第実施し、令和3年9月30日までとする。

※ 新型コロナウイルス感染症の今後の国内における感染の広がりや県内での発生状況等に応じて適宜見直すこととする。

## オープンキャンパス、会社説明会、受験等、生徒の進路に係る県外移動について

## 【参加する前に】

緊急事態措置及びまん延防止等重点措置区域への往来は避けること。オンライン等での参加が可能な場合は、参加方法を検討するなど移動については慎重に判断すること。

## 【参加する前までに】

- ① 厚生労働省新型コロナウイルス感染症接触アプリ「COCOA」を可能であればインストールし、感染者が多い地域では必ず起動させること。
- ② 旅行行程や宿泊先については学校でも必ず把握しておくこと。  
\* 宿泊先については、可能な限り知人（兄弟等も含む）等の家は避け、ホテル等の個室とするよう助言すること。

## 【参加した際は】

感染リスクを下げるために

- ① マスクを着用すること。
- ② 公共交通機関利用後やエレベーター等不特定多数の人と共用する箇所に触れた場合は、すぐに手洗い又はアルコール消毒を行うこと。
- ④ 換気の不十分な場所での長時間の滞在を避けること。
- ⑤ マスクを外す飲食の場所は、特に注意し、宿泊先の自室や3密にならない場所で飲食するなど工夫すること。

## 【帰ってきたら】

2週間（平均的な潜伏期間である5～6日は特に）は、毎日検温し、健康観察を徹底することとし、体調不良の場合は自宅で療養し、気にかかる症状等があれば、かかりつけ医または県コールセンター（0120-123-801）に、感染症患者と接触した等、心当たりがある場合は下記、受診・相談センターに相談し、指示を仰ぐこと。

## ▽受診・相談センター

保健所	電話番号	管轄市町村
東地方保健所	017-739-5421	平内町 今別町 蓬田村 外ヶ浜町
弘前保健所	0172-33-8521	弘前市 黒石市 平川市 西目屋村 藤崎町 大鰐町 田舎館村 板柳町
三戸地方保健所	0178-27-5111	三戸町 五戸町 田子町 南部町 階上町 新郷村 おいらせ町
五所川原保健所	0173-34-2108	五所川原市 つがる市 鯨ヶ沢町 深浦町 鶴田町 中泊町
上十三保健所	0176-22-3510	十和田市 三沢市 野辺地町 七戸町 六戸町 横浜町 東北町 六ヶ所村
むつ保健所	0175-31-1891	むつ市 大間町 東通村 風間浦村 佐井村
青森市保健所	017-765-5280	青森市
八戸市保健所	0178-38-0729	八戸市